





## 障害者差別解消法の主な内容

- 1 国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的取扱いをしてはいけない
- 2 国・地方公共団体は、合理的配慮をしなければならない(民間事業者は努力義務)

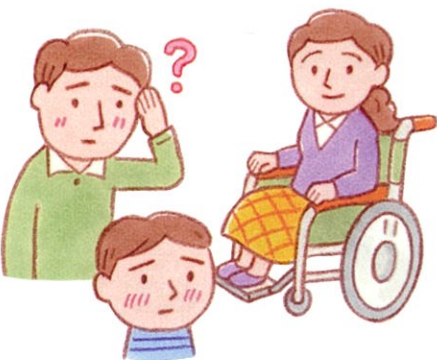
## 差別解消のための取り組みについて

国の行政機関や地方公共団体では不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある人への合理的配慮が義務づけられています。なお民間事業者についても、不当な差別的取扱いは禁止されています。

|                                                      | くに ぎょうせい き かん<br>国の行政機関・<br>市役所などの地方公共団体等                            | みん かん じ ぎょう しゃ<br>民間事業者<br>(会社やお店など)                              |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ふ とう<br>不当な<br>さ べつ てき とりあつか<br>差別的取扱い               | ふ とう さ べつ てき とりあつか ほうりつ<br>不当な差別的取扱いが法律により<br>禁止されます。                | ふ とう さ べつ てき とりあつか ほうりつ<br>不当な差別的取扱いが法律により<br>禁止されます。             |
| しょう<br>障がいの<br>ひと<br>ある人への<br>ごう り てき はい りよ<br>合理的配慮 | しょう ひと たい ごう り てき<br>障がいのある人に対して、合理的<br>配慮を行うことが法律により義務<br>づけられています。 | しょう ひと たい ごう り てき<br>障がいのある人に対して、合理的<br>配慮を行うよう努力義務が課せら<br>れています。 |

## ❖ どうしてこの法律ができたの？

障がいのある人に対するどのような行為が差別に当たるのか、周知・認識がこれまで徹底されていなかったため、現状では残念ながら差別の解消に至っていません。この法律では、誰もが共通の認識を持てるよう、差別を解消するための措置を具体的に定めています。

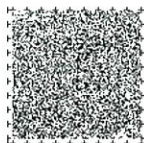


## ❖ どんな人が対象になるの？

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)・その他の心身の機能の障がいなど、障害者基本法に定められた「障がいのある人」が対象となります。したがって、障害者手帳を持っていない人も対象になります。また障がい児も含まれます。

## ❖ 個人には法的義務や責任はないの？

この法律は一般の人の行為や思想には適用されません。対象となるのは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などです(個人事業者、NPO等の非営利事業者は含まれます)。ただし一般の人に対しても、国や地方公共団体による啓発活動を通じて、差別解消を推進するとしています。



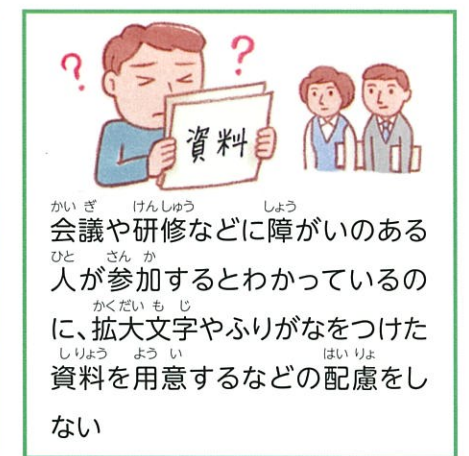
## 不当な差別的取扱いとは…

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。



## 障がいのある人への合理的配慮に欠ける行為とは…

障がいのある人への合理的配慮に欠ける行為とは、障がいのある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁を取り除く配慮を怠ることをいいます。負担になりすぎない範囲で、個別の対応をすることが求められています。障がいのある人からなんらかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず対応しないことは、差別に当たります。



## 社会的障壁

障がいがある人にとって日常生活または社会生活において障壁となるような、社会における施設、設備、制度、慣習、偏見などのこと

## ❖ 民間事業者の合理的配慮は努力義務で大丈夫？

障害者差別解消法では、民間事業者の合理的配慮を努力義務にとどめ、国の対応指針に沿った自主的な取り組みを促していますが、たとえば繰り返し差別を行った場合などは、国がその民間事業者に報告を求め、助言・指導・勧告を行うことができます。

